

指定管理者総合評価シート

1 施設の概要

施設名	保内公園	所在地	三条市下保内3714番地
設置目的	緑化意識の高揚と植栽知識の普及を図り、もって住民の福祉の増進に資するため、緑化相談、植栽の技術指導その他緑化に関する利用に供する施設とする。		
規模	敷地面積: 88,000㎡ ・緑の相談所773㎡ ・熱帯植物園温室879㎡ ・休息所(茶室)24㎡ ほか	設置年月日	昭和61年3月27日

2 指定管理者が行う業務等

指定管理者名	保内緑の里管理組合	指定期間	平成31年4月1日から令和3年3月31日まで			
指定管理業務の内容	施設の管理運営等	指定管理料(千円)	H28	40,112千円	R1	39,177千円
			H29	42,062千円	R2	38,773千円
			H30	39,354千円		
導入効果	<p>① 収支の状況 過去4年間で収支の差引がプラスとなっており、安定した収益をあげていることが伺える。</p> <p>② 施設の利用状況 利用料金制を導入している茶室の利用者はリピーターも多く安定している他、自主事業としてイベントを積極的に行っており、公園利用者の増加に努めている。</p> <p>③ サービス向上への取組み 目標設定等は行っていないが、利用者に対してアンケートを行い、利用者により良く施設を利用していただけるよう改善を図っている。</p> <p>④ 住民との協働、地域の活性化及び団体の自立化 保内地区交流拠点施設と連携し事業を行うことで、地域の活性化につながった。</p>					

3 総合評価(総括)

管理運営状況評価	最高配点	55 点中	37 点	配点評価	B
評価	「保内緑の里管理組合」は、当施設の指定管理者制度導入にあたり組織された団体であり、平成28年度から同地域内にある三条市保内地区交流拠点施設の管理も行っている。組合員は保内地域の伝統的な産業である植木の専門業者によって構成されていることから、保内の植木産業の魅力や知識を十分に有しており、専門知識と施設管理の経験を生かした施設運営を行っている。当施設では近隣地域の教育機関や団体の利用もあり、周辺地域の交流拠点施設的な役割を担っている。 利用者から好評の声も多く、今後も現在の状況を維持しながら、更なるサービス向上に努めてもらいたい。				
今後の方針	管理運営方法の見直し				
	今後の管理形態	指定管理者制度			
	理由	指定管理者制度導入以降、保内地域の伝統ある植木産業を活かした自主事業を積極的に行っており、リピーターも多く利用者から好評をいただいている。引き続き指定管理者制度を継続することで、より質の高いサービスを提供できると判断される。			
	指定管理者制度を更新する場合				
選定方法	非公募				
非公募の場合、その理由	「保内緑の里管理組合」は、施設設立以前から同地域内にある保内公園の管理を行っている団体であり、保内地域の伝統的な産業である植木の専門業者によって構成されているため、保内地域の植木産業や公園管理に関する知識や経験を有している。また配点評価がBであることから、引き続き非公募で「保内緑の里管理組合」に管理運営を行わせることが妥当である。				